甲佐町独自!!

物価高騰対策支援

８月号でもお知らせした甲佐町独自の物価高騰対策支援について、今回は、物価高騰の影響を受けている農家等や事業所の負担軽減と事業継続を支援するためのメニューを用意しました。
内容をご確認いただき、対象となる方はぜひご活用ください。

物価高騰対応農業者応援金

農家の方

物価高騰の影響を受け、農業経営に支障をきたしている農家等へ支援金を交付します。

対象者

本町に住所を有する個人農家または町内に本店もしくは主たる事業所を有する農業法人で、令和７年中に 48万円以上の農業収入があり、税申告を行った者

支援内容

・個人農家 ――「６万円」
・農業法人、認定農業者、認定新規就農者 ―「12万円」

申請受付期間

９月17日(木)～11月30日(月) ※土・日曜日、祝日を除く

提出書類

９/17(木)
受付開始!!

個人農家の場合

※印かんを持参ください

- □ 申請書兼実績報告書（９月15日の全戸配布にて配布します）
- □ 誓約書兼同意書
- □ 請求書（９月15日の全戸配布にて配布します）
- □ 令和７年分確定申告書第１表の控えまたは令和８年度分住民税申告書の写し
- □ 上記申告書に係る収支内訳書の写し
- □ 申請者名義の振込先口座の通帳の写し
- □ 開業届の写し
  （令和７年１月１日以降に開業し農業収入が 48 万円未満の方または令和８年１月１日以降に開業した方）

法人の場合

※代表者印を持参ください

- □ 申請書兼実績報告書
- □ 誓約書兼同意書
- □ 請求書
- □ 直近の法人税申告書別表１および別表４の写し
- □ 上記申告書に係る収支内訳書の写し
- □ 申請者名義の振込先口座の通帳の写し
- □ 法人設立申告書の写し
  （令和７年１月１日以降に設立し農業収入が 48 万円未満の法人または令和８年１月１日以降に設立した法人）

お問い合わせ先 ▶ 町農政課　096-234-1176

物価高騰対応事業者応援金

事業者の方

中東情勢に伴う物価高騰の影響を受け、経済的負担が増大している町内事業者に支援金を交付します。

対象者

町内に事業所を有し、事業を営む個人で、令和７年中の事業収入が48万円以上の者
町内に本社、支社などの事業所を有し、事業を営む法人で、令和７年中の事業収入が96万円以上の者
※町税等に滞納がないこと等が要件（詳細は町公式ウェブサイトに掲載）
※令和８年１月１日以降に開業した事業者は、別途下記お問い合わせ先までご相談ください。

支援内容

- 個人事業者 ―「６万円」
- 法人事業者 ―「12万円」

申請受付期間

９月17日(木)～11月30日(月)　受付時間：午前９時～午後４時
※土・日曜日、祝日を除く

提出書類

個人事業主の方　※印かんを持参ください

- □ 申請書兼請求書
- □ 誓約書兼同意書
- □ 申告書が税務署に収受されたことが確認できる書類（受信通知等）※確定申告の場合
- □ 令和7年分確定申告書第1表の写しまたは令和８年度分住民税申告書の控えの写し
- □ 申告書に添付された収支内訳書の写し
- □ 本人名義の振込先口座の通帳の写し
- □ 本人確認書類（運転免許証など）の写し
- □ 税務署に提出した開業届の写し（※）

※令和７年１月１日以降に開業し、かつ事業収入が48万円未満の事業者、または令和８年１月１日以降に開業した事業者の場合

法人の方　※代表者印を持参ください

- □ 申請書兼請求書
- □ 誓約書兼同意書
- □ 申告書が税務署に収受されたことが確認できる書類（受信通知等）
- □ 令和7年１月１日以降の事業期間に係る法人税確定申告書別表第１の写し
- □ 令和7年１月１日以降の事業期間に係る甲佐町法人町民税確定申告書の写し
- □ 法人名義の振込先口座の通帳の写し
- □ 甲佐町に提出した法人設立申告書の写し（※）

※令和７年１月１日以降に設立し、かつ事業収入が96万円未満の法人、または令和８年１月１日以降に設立した法人の場合

申請窓口

甲佐町物価高騰対応事業者応援金 特設申請窓口
（町役場１階 会計課横に開設予定）※窓口の場所は変更になることがあります。

お問い合わせ先 ▶ 甲佐町物価高騰対応事業者応援金 特設申請窓口 専用ダイヤル
096-234-8201［９月10日(木)から開設（平日8:30～17:00）］
※問い合わせが多くなると、つながりにくくなる場合がありますので、ご了承ください。

９月10日以前のお問い合わせは、町地域振興課（096-234-1154）までお願いします。

詳細や申請様式などは町公式ウェブサイトに掲載していますので、申請前にご確認ください。

災害対応の関係で上記内容が変更になる場合があります。変更点がありましたらInfoCanal（防災アプリ）でお知らせします。